

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年6月12日

京都府知事 殿



提出者

住 所 大阪市港区三先1丁目11番18号

氏 名 奥村組土木興業株式会社

取締役社長 奥村安正

電話番号 06(6572)5301

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	奥村組土木興業株式会社 京都府管轄区域内事業所
事業場の所在地	京都府管轄区域内
事業の種類	(06)総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,560t	全処理委託量	2,560t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2,560t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

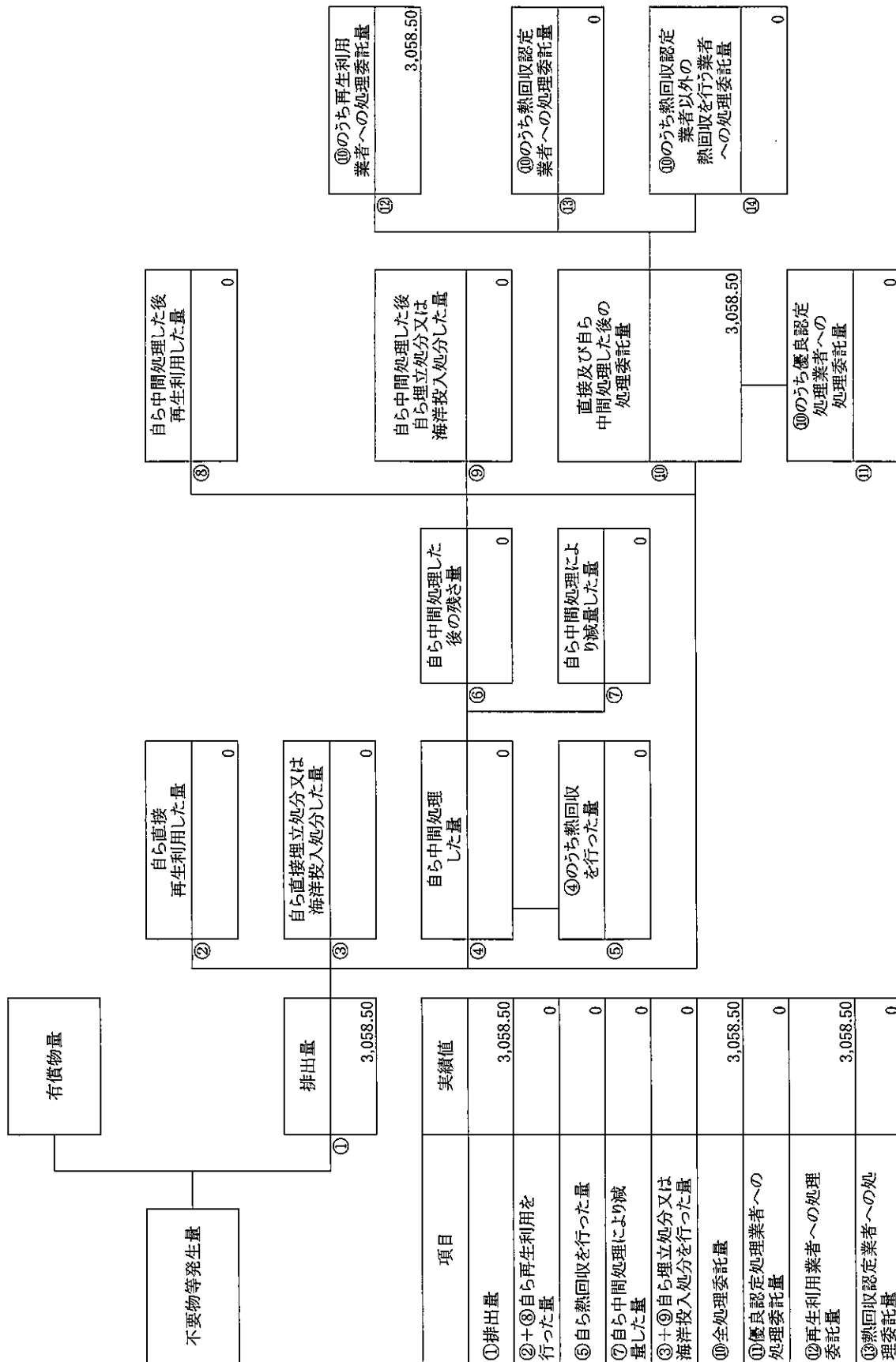
- 産業廃棄物の種類ごと（排出したもの）に、①～⑯の各数値を記載してください。（自動で第2面に転記されます。）
- 下表にない産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、品目を記載してください。
- 行が足りない場合は、行を追加してください。（また、シートを追加してください。）

産業廃棄物の種類	計 画 区 域										集 計									
	①排出量	②自ら直接発生利用した量	③自ら中間処理した量	④自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑤④のうち、中間処理を行った後の廃棄物の量	⑥⑤のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑦⑥のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑧⑦のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑨⑧のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑩⑨のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑪⑩のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑫⑪のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑬⑫のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑭⑬のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑮⑭のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑯⑮のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑰⑯のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑱⑱のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑲⑲のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量	⑳⑳のうち、自ら中間処理した後の廃棄物の量
産業廃棄物（注）																				
金属くず																				
プラスチックくず																				
紙くず																				
ガラスくず																				
繊維くず																				
その他																				
合計	3,058.50																			

（注）トン単位は原則として四捨五入。ただし、数字が省略であれば小数点以下3桁まで記載は可。

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。